

原議保存期間	5 年（令和11年3月31日）
有効期間	一 種（令和11年3月31日）

警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校組織犯罪対策教養部長

警察庁丁組二発第321号
令和5年10月31日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第二課長

危険ドラッグ対策の推進について（通達）

危険ドラッグについては、関係機関と連携した取組を推進してきた結果、近年、検挙事件数及び検挙人員の減少傾向が続いていたが、令和4年中の検挙人員は279人と前年より倍増し、特に、20歳代以下の検挙人員の割合が約6割を占めるなど、若年層における乱用が拡大している。

このような情勢を踏まえ、都道府県警察においては、危険ドラッグの乱用根絶に向けて、下記事項に留意して、引き続き効果的な対策を推進されたい。

なお、「危険ドラッグ対策の推進について（通達）」（平成30年11月30日付け警察庁丁薬銃発第348号）は廃止する。

また、本件については、警察庁生活安全局人身安全・少年課と協議済みである。

記

1 取締りの徹底

危険ドラッグを販売する店舗の実態把握をするとともに、インターネットやSNSを通じた販売に関する情報収集を強化し、各種法令を駆使した取締りを徹底すること。

2 関係機関との情報共有及び連携の強化

取締りや情報収集等を通じて把握した、危険ドラッグの流通・乱用実態や、押収した危険ドラッグに関する情報等について、関係機関と共有するなど緊密に連携して対策を推進すること。

3 効果的な広報啓発活動の推進

危険ドラッグについては、形状や包装、成分等が一樣ではなく、規制薬物等を含まないことを標ぼうして実際にはそれらを含するもの等があり、危険性・有害性が極めて高いものも存在することから、たとえ「合法」等と称して販売されているものであっても安易に手を出さないよう、SNS等各種媒体を積極的に活用するなど、特に若年層の目に触れやすい方法で、関係機関と連携した効果的な広報啓発活動を推進すること。